

65歳以上の方の 平成22年度の介護保険料が確定

平成22年度の市県民税と平成21年分の所得が確定したことにより、平成22年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

保険料の決め方

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 3,600円 (年額 43,200円)

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

なお、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬引き上げ改定に伴う介護保険料の上昇分に対しては急激な上昇を抑制するため、平成22年度については半額が国の交付金で賄われ、保険料が軽減されます。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市県民税非課税の場合	21,312円
第2段階	・世帯全員が市県民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	21,312円
第3段階	・世帯全員が市県民税非課税で、第2段階に該当しない場合	31,968円
第4段階	・世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の場合	42,624円
第5段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	48,156円
第6段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	53,280円
第7段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	63,936円
第8段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の場合	72,456円
第9段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	85,248円

保険料の納め方

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の方は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない方は、納付書で納めます。（口座振替もできます。） また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

口座振替 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・各支所に備え付けています。必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。 口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。 廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

問い合わせ

保健介護課 介護保険係
☎ 65-0698
☎ 63-4085